

## 平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの（平成26年度第3四半期）

(独立行政法人名：農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
	該当無し										

## 【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降に競争性のある契約へ移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成26年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」は、平成26年度以降の具体的な移行予定年限(例：平成27年度)を記載すること。

## 平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成26年度第3四半期）

(独立行政法人名:農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度肉用子牛生産者補給金等交付業務等事務委託	理事 安井 護	平成26年10月3日	47都道府県知事	肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づき運用されており、肉用子牛生産者補給交付金等の交付申請等に係る事務を行う都道府県指定協会は、同法に基づき都道府県知事が指定することから、当該協会に対する助言、指導、連絡調整等を行う委託先としては都道府県しかないこと。(契約事務細則第28条第1項第1号)	-	45,810,120	-	-	肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づき運用されており、肉用子牛生産者補給交付金等の交付申請等に係る事務を行う都道府県指定協会は、同法に基づき都道府県知事が指定することから、当該協会に対する助言、指導、連絡調整等を行う委託先としては都道府県しかないこと。(契約事務細則第28条第1項第1号)	19	
平成26年度加工原料乳生産者補給交付金交付業務に係る委託	理事 安井 護	平成26年10月7日	47都道府県知事	都道府県は、加工原料乳生産者補給金の交付に際しての「加工原料乳の数量の認定」等の法定業務等を実施しており、補給金交付業務の適正な執行を図るためには、交付団体に対する指導・監督等も発生することから、数量の検証等の確認を行うための業務を委託するものであり、本委託業務は都道府県に委託することが不可欠である。(契約事務細則第28条第1項第1号)	-	19,332,600	-	-	都道府県は、加工原料乳生産者補給金の交付に際しての「加工原料乳の数量の認定」等の法定業務等を実施しており、補給金交付業務の適正な執行を図るためには、交付団体に対する指導・監督等も発生することから、数量の検証等の確認を行うための業務を委託するものであり、本委託業務は都道府県に委託することが不可欠である。(契約事務細則第28条第1項第1号)	19	

## [記載要領]

- 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - 競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - 秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - 特例政令に相当する規定に該当するとき「17」
  - 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - その他、類型区分に分類できないものについては「19」